

老人福祉施設の建設・運営管理をご検討中の皆様へ 4

・・・特別養護老人ホーム等整備の補助金制度の活用

老人福祉施設を建設、運営管理していくためには、コストがかかります。各自治体でこうした公共性の高い事業に対する補助金が準備され、民間事業者への負担を減らしています。

老人福祉施設の設置などの事業に対して交付されている補助金は、「地域医療介護総合確保基金」という名目によって厚生労働省から補助されます。

補助金としては、以下のものがあります。

(参考：厚生労働省高齢者支援課 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000605565.pdf>)

※この記事は令和3年8月現在の情報を載せています。各自治体によって内容が異なる場合があります。詳しくは各自治体にお問い合わせください。

■建設費用にかかわる各種指標

老人福祉施設の種類により、受けることができる補助金が変わります。A～Gの事業に応じた補助金が自治体等により準備されています。本記事に掲載された図表資料は、厚生労働省の発行する地域医療介護総合確保基金のメニューをもとに作られたものです。

補助金は、年度ごとに追加、変更、削除されていきます。数も多く、複雑ですので、もし建設をご検討であれば、一度株式会社 TONZAKO デザインまでご相談ください。

メニュー案一覧

- A 地域密着型サービス施設等整備助成事業
- B 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- C 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- D 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- E 民有地マッチング事業
- F 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- G 介護職員の宿舍施設整備事業

※F、Gの事業に対する補助金は、愛知県において未だ発表されていません



各メニューの対象施設一覧

		A				B				C		D					E	F		G
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	1	2	3	4	5	※	1	3	
特別養護老人ホーム					●				●						●			●	●	●
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	定員30名以上	●	●			●	●	●		●										
	定員29名以下	●	●			●	●	●		●										
介護老人保健施設	定員30名以上				●	●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
	定員29名以下	●	●		●	●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
介護医療院	定員30名以上				●	●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
	定員29名以下	●	●		●	●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
養護老人ホーム	定員30名以上				●	●		●		●				●				●	●	
	定員29名以下	●	●		●	●	●			●				●				●	●	
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	定員30名以上					●	●	●		●			●							●
	定員29名以下	●	●			●	●	●		●			●							●
介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	定員30名以上					●		●		●				●						●
	定員29名以下	●	●			●		●		●				●						●
都市型経費老人ホーム		●	●			●		●		●										
認知症高齢者グループホーム		●	●	●		●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
小規模多機能型居宅介護事業所		●	●	●		●	●	●		●			●	●	●			●	●	●
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		●	●	●		●		●		●	●							●		●
看護小規模多機能型居宅介護事業所		●	●	●		●	●			●			●	●				●	●	●
認知症対応型デイサービスセンター		●	●							●										
介護予防拠点		●	●							●										
地域包括支援センター		●	●							●								●		
生活支援ハウス		●	●				●			●			●					●	●	
緊急ショートステイ		●	●							●										
施設内保育施設		●	●			●		●		●										
軽費老人ホーム					●								●					●	●	
訪問介護看護ステーション	定員30名以上					●												●		
訪問入浴介護事業所																		●		
有料老人ホーム							●						●					●	●	
サービス付き高齢者向け住宅							●						●					●	●	
通所介護事業所 (地域密着型通所介護事業所を含む)														●				●		
短期入所生活介護事業所 (介護予防短期入所生活介護事業所を含む)														●				●	●	



A 地域密着型サービス施設等整備助成事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価		単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価	愛知・岐阜（三重は未定）		
1. 地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円	4,480千円	整備床数	<p>地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な<u>工事費</u>又は<u>工事請負費</u>。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、<u>工事費</u>又は<u>工事請負費</u>と同等と認められる<u>委託費</u>及び<u>分担金</u>及び<u>適当と認められる購入費</u>等を含む。</p>
小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円	56,000千円	施設数	
小規模な介護医療院	25,000～56,000千円	56,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,380千円	2,380千円	整備床数	
小規模なケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円	4,480千円	整備床数	
都市型経費老人ホーム	1,790千円	1,790千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円	33,600千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円	33,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	5,940千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円	33,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	11,900千円	施設数	
介護予防拠点	8,910千円	8,910千円	施設数	
地域包括支援センター	1,190千円	1,190千円	施設数	
生活支援ハウス	35,700千円	35,700千円	施設数	
緊急ショートステイ	1,190千円	1,190千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900千円	11,900千円	施設数	
小規模な介護付きホーム	2,000～4,480千円		整備床数	
2. 介護施設等の合築等				
上記表内の施設を合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	<p>地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体で整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な<u>工事費</u>又は<u>工事請負費</u>。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、<u>工事費</u>又は<u>工事請負費</u>と同等と認められる<u>委託費</u>及び<u>分担金</u>及び<u>適当と認められる購入費</u>等を含む。</p>
3. 空き家を活用した整備				
認知症高齢者グループホーム	8,910千円	8,910千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症対応型デイサービスセンター				
4. 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
特別養護老人ホーム	1,128千円		定員数	
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

B 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価		単位	対象経費	
	国の定める配分基礎単価	愛知県			
1. 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
介護老人保健施設					
介護医療院					
養護老人ホーム					
ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
訪問看護ステーション （大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,200千円	4,200千円	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等					
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	839千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
小規模な介護老人保健施設					
小規模な介護医療院					
小規模なケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
認知症高齢者グループホーム					
小規模多機能型居宅介護事業所					
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
小規模な介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	14,000千円	施設数		
都市型経費老人ホーム	420千円	420千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム	420千円	420千円			
施設内保育施設	4,200千円	4,200千円	施設数		

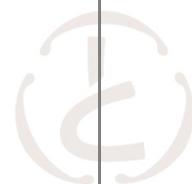


区分	単価		単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価	愛知県		
2. 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)				
介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅	219千円	219千円	定員数 (転換前床数)	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共消費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
3. 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	420千円	—	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、 <u>介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</u> (令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 都市型経費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設	420千円	—	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。 施設数 定員数 施設数	
4. 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
特別養護老人ホーム	100千円	—	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、 <u>備品購入費</u> (備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料。

C 定期借地権設定のための一時金の支援事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	国の定める配分基準	補助率	対象経費
1. 本体施設			
定員30名以上の広域型施設等	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の 2分の1	2分の1	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
都市型経費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
2. 合築・併設施設			
定員29名以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			



D 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価		単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価	愛知県		
1. 既存施設のユニット化改修				
ア 特別養護老人ホームのユニット化	「個室 → ユニット化」改修	1,190千円	1,190千円	整備床数
イ 介護老人保健施設のユニット化				
ウ 介護医療院のユニット化	「多床室（ユニット型個室の多床室を含む） → ユニット化」改修	2,380千円	2,380千円	整備床数
エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム				
2 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修		734千円	734千円	整備床数
3. 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)				
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅		創設2,240千円 改築2,770千円 改修1,115千円	創設2,240千円 改築2,770千円 改修1,115千円	転換前床数
4. 介護施設等の看取り環境の整備				
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		3,500千円	—	施設数
5. 共生型サービス事業所の整備				
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所		1,029千円	—	事業所数



E 民有地マッチング事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価	単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価		
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円	1か所	



F 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価	単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価		
1. 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業			
・ 消毒液等購入経費支援	都道府県知事が認める額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、防護手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料）又は委託料
・ 介護施設等の消毒・洗浄経費支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料
2 高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業	都道府県知事が認める額	自治体	高齢障害者向けに感染症予防の広報・啓発をするために必要な需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料
3. 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			
・ 簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 換気設備設置経費支援	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積） ×4千円	施設・事業所	換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。



G 介護職員の宿舎施設整備事業

下表に定める単価に単位数を乗じて得た交付基準額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額となります。

区分	単価	単位	対象経費
	国の定める配分基礎単価		
民有地マッチング事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	3分の1	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>			

ここまでの資料は、既存文献や既存調査資料を整理したものです。実際には、その場所の特性、条件、自治体の指導内容などにより、内容が異なってきます。

老人福祉施設の建設をご検討中であれば、一度、株式会社 TONZAKO デザインまでご相談ください。

弊社は、企画、建築設計、ランドスケープデザイン、開発許可、運営補助までトータルで事業をサポートする体制を整えています。

皆様の夢を、環境、みどり、笑顔を大切にしながら、実現するお手伝いをしたいと考えています。

